

横浜市行政不服審査会答申  
(第42号)

平成30年7月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「平成 29 年度市県民税減免不許可処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

港南区長（以下「処分庁」という。）が、平成 29 年 6 月 1 日、審査請求人に対して、平成 29 年度市民税及び県民税（以下「本件市県民税」という。）の賦課決定処分をしたところ、同月 6 日、審査請求人が、本件市県民税第 1 期分の減免申請（以下「本件申請」という。）を行った。これに対し、処分庁は、同月 20 日、自己都合により退職していること等を理由として本件申請を不許可とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。審査請求人は、失業理由のいかんにかかわらず減免を必要とする状況にあること等を理由として、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 失業理由のいかんにかかわらず、審査請求人自身は資産が全くなく、本件市県民税の支払いが困難である。親族と同居はしているが、親族の収入状況と住宅ローンや国民健康保険の支払いを勘案すると、減免を必要とする状況にある。
- (2) 本件処分には、処分庁の説明不足により、提出書類が不足したまま受理された手続違反がある。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免す

ることができる」と定め（法第 323 条）、横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）においても、災害を受けた場合若しくは貧困のため公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき又は公益上その他の事由により特に減免を必要とするときは、市民税を減免することができる」と定めている（条例第 39 条第 1 項）。また、横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号。以下「規則」という。）は、市民税を納付することが困難であると認められる場合には、市民税を減免することができる」と定めている（規則第 18 条の 3 第 1 項）。

(2) 「納付することが困難」とは、直接生活に困窮している場合で明らかにその者の担税力が薄弱なため減免を必要とする状況にあることをいうものであり、資産状況については、通常的生活及び生活維持のために必要な事業に使用されていない資産があり、これらの資産の売却その他の運用により納税が容易と認められる場合は減免対象としないこととしている（横浜市市税減免取扱要領（昭和 37 年 9 月 1 日財税制第 67 号。以下「要領」という。）第 2 の 1 (1) ア）。

(3) 併せて、資産及び生活状況等の把握に当たっては、その者についてのみ行うことなく、生計を一にする親族の状況を考慮して行うこととしている（要領第 2 の 1 (1) イ）。

(4) また、失職者に対する減免については、依願退職者等は原則として減免対象としないこととしている（要領第 2 の 1 (1) ウ）。

(5) 本件において、審査請求人の同居親族である父親は、平成 28 年中に所得があり、本件市県民税が給与からの特別徴収となっていることから、本件処分時も給与収入があると考えられる。

また、審査請求人は、減免調査票において、退職は自己都合によるものであると記載している。

これらの理由を総合的に勘案し、直ちに納付をすることが困難な状況にはない。

(6) また、手続面において、条例第 39 条第 2 項の規定では、減免を申請する者は、事由を証する書類を添付することとされているところ、審査請求人より減免申請書と併せて提出された減免調査票から「自己都合による希望退職」であることが確認できる。

また、処分庁は、審査請求人に対して、申請者は減免調査票の記載内容を補完する事由を証する書類（雇用保険受給資格者証等）を更に提出することも可能であることを窓口において説明をしている。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断の理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断の理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件市県民税の減免不許可処分の適法性及び妥当性

#### ア 市民税及び県民税の減免に係る定め

法第 323 条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と定めている。これを受けて、条例第 39 条第 1 項は、「災害を受けた場合で減免を必要とするとき」（第 1 号）、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき」（第 2 号）、「公益上その他の事由により、特に減免を必要とするとき」（第 3 号）に、市長が、市民税を減免することができる旨定めている。

次に、規則第 18 条の 3 第 1 項柱書は、「個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。」と定めている。そして、要領の第 2 の 1 (1) は、規則第 18 条の 3 第 1 項柱書中の「納付することが困難」に該当するか否かの判断方法を次のとおり定めている。

「納付することが困難」とは、直接生活に困窮している場合で明らかにその者の担税力が薄弱なため減免を必要とする状況にあることを

いうものであるが、その認定にあたっては、次の点等に留意して総合的に判断すること。

ア 資産状況については、通常的生活及び生活維持のために必要な事業に使用されていない資産があり、これらの資産の売却その他の運用により納税が容易と認められる場合は減免対象としないこと。

イ 資産、生活状況等のは握にあたっては、その者についてのみ行うことなく、生計を一にする親族（民法第 725 条、所得税法基本通達 2-47）の状況を考慮して行うこと。

なお、生計を一にする親族の概念は納付困難の認定に当たって考慮するものであるので、具体的な減免額を算定する場合である失職者等に係る所得段階区分の適用については、生計を一にする者の所得を合算する必要はないこと。

ウ 失職者に対する減免については、失職等に至る経過のは握に努め、失職後の生活状況等に考慮して失職した者（依願退職者等）及び再就職の意思のない者（心身に障害のあること及び高齢等によりやむを得ない者を除く。）は原則として減免対象としないこと。

そのため、審査請求人が規則第 18 条の 3 第 1 項柱書中の「納付することが困難」に該当しないとの判断が適法かつ妥当であるかが本審査請求の審理判断の対象となる。

規則第 18 条の 3 第 1 項第 3 号アで、「1 月以上失職等によって所得がない者」につき、前年の合計所得金額に応じて減免することができる場合を規定しているにもかかわらず、要領の第 2 の 1 (1) ウにおいて「失職後の生活状況等に考慮して失職した者（依願退職者等）」を除外している趣旨は、市民税及び県民税については、前年の所得を基準に税額を決定し、賦課する制度を採用している以上、税負担は、担税力に即して公平に配分されなければならないとする租税公平主義に反しないよう、原則として、自らの意思で退職した場合を除外することにある。すなわち、失職の理由いかんにかかわらず「1 月以上失職等によって所得がない者」に該当するとなると、退職して 1 月以上再就職しない者全てが「1 月以

上失職等によって所得がない者」に該当することとなるが、自らの意思で退職した場合は、自らの意思によらずに退職となった場合と異なり、通常、その後に負担すべき租税や社会保険料について想定したうえで退職の判断をすることが可能であるため、原則として依願退職者等を除外したものである。

もともと、退職者が世帯主であり、資産もなく、世帯員に他に収入を得る者がいない場合など、依願退職者であっても生計を一にする親族の状況を考慮して減免を認める必要がある場合も想定されることから、要領の第2の1(1)イで、資産、生活状況等の把握に当たっては、生計を一にする親族の状況を考慮して行うこととしたものと解される。

#### イ 本件における判断

審査請求人は、審査請求人自身の資産が全くなく、支払いが困難であること、親族と同居はしているが、親族の収入状況と住宅ローンや国民健康保険料の支払いを勘案すると、減免を必要とする状況にあると主張している。

この点、審査請求人の市税減免申請書に添付された減免調査票によると、審査請求人は、「退職等の理由」として「自己都合による退職」及び「希望退職」を選択しており、自己の意思に基づき勤務先を退職したことが明らかである。したがって、原則として減免の対象とはならない。また、減免調査票には、「現在の同居家族」として父及び母の氏名及び続柄が記載されているのみである。本件において、審査請求人が世帯主である場合や、仮に世帯主でなくとも実質的には世帯員として世帯の生計を支えている場合もあり得るが、その場合は、審査請求人がそのことを申し立てた上で、それを判断できる資料を提出すべきである。本件では審査請求人からそのような主張がなされているわけではない。

その他、本件処分を違法又は不当足らしめる事由は認められないから、この点において、本件処分は適法かつ妥当といえる。

#### (2) 処分庁の説明不足により提出書類が不足したまま本件申請を受け付けた点について

審査請求人は、本件処分には、処分庁の説明不足により、提出書類が不足したまま受理された手続違反があると主張する。

処分庁は、本件申請に際し、審査請求人に対し、雇用保険受給資格者証等の減免事由を証する書類を提出することも可能であることを窓口において説明したと主張しており、この説明は減免申請受付の際には定型的に行われる当該事務処理の性格上、ルーティンとして当然行われていると推認されること及び審査請求人から処分庁の弁明に対する反論がなく、また、不足の提出書類について具体的な主張がないことから、本件処分には、手続上の違法性はなく、他に不当な点は見受けられない。

(3) 小括

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 7 月 7 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年 7 月 27 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成 29 年 7 月 31 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 29 年 8 月 24 日	・ 反論書の再提出の依頼
平成 29 年 9 月 15 日	・ 書類その他の物件の提出依頼
平成 29 年 9 月 27 日	・ 書類その他の物件の提出
平成 29 年 10 月 23 日	・ 物件提出のお知らせ
平成 30 年 3 月 19 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 3 月 26 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 7 月 5 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 7 月 18 日	・ 調査審議